

大津市指定給水装置工事事業者の違反行為の処分等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規定による指定の取消し及び大津市水道事業給水条例施行規程（昭和33年公営企業部管理規程第2号）第18条の4の規定による指定の効力の停止の処分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(処分の種類)

第2条 指定事業者の違反行為に対する処分（以下「処分」という。）は次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定の停止
- (2) 指定の取消し

(処分等の基準)

第3条 この要綱に定める処分等の基準は、別表のとおりとする。

(違反行為の調査及び報告書作成)

第4条 お客様設備課長は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

- 2 お客様設備課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに違反行為を是正するよう指導する。
- 3 お客様設備課長は、前2項の違反行為の事実が認められたときは、てん末書の提出を求めるとともに、違反行為報告書を作成する。

(文書による注意等)

第5条 お客様設備課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意又は警告を行うことができる。

(報告)

第6条 お客様設備課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときには、大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）に報告する。

(委員会)

第7条 公営企業管理者は、前項のお客様設備課長の報告により行政処分が必要と認められるときは、処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、大津市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、局長、企業総務長、技術事業長、施設事業長、企業総務課長、水道ガス整備課長、水道ガス改良課長及び維持管理課長をもって組織し、委員長は、局長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職を代理する。
- 4 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 6 委員長は、緊急を要するときその他特別の事情があると認める場合には、書面による賛否を求めて委員会の協議に代えることができる。
- 7 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 8 委員会は、会議の経過及び結果を速やかに公営企業管理者に報告しなければならない。ただし、第6項の規定を適用した場合は、書面合議によるものとする。

9 委員会に関する事務は、お客様設備課において処理する。

(意見陳述のための手続)

第8条 公営企業管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると判断したときは、行政手続法（平成5年法律第88号）、大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）及び大津市企業局聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規程（平成9年企業局管理規程第6号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(委員会による審査)

第9条 委員会は、第4条第3項の報告及び前条の内容その他必要と認められる事項等を考慮し、処分等について審査を行う。

(不利益処分の通知)

第10条 公営企業管理者は、不利益処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行うものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第11条 公営企業管理者は、給水装置工事主任技術者が法に違反した行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の処分に関し必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 大津市指定給水装置工事事業者処分基準要綱（平成10年要綱）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法令条文	違反内容	処分内容	
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ	施行規則第21条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
			施行規則第20条	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
				3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し
				4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
				5 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
				6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
		① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		指定取消し又は指定停止6月以下	
		② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。		指定停止6月以下	
		③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		指定停止3月以下	
		④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。		指定停止6月以下	
		⑤ 研修機会を確保しなかったとき。		文書注意	
		⑥ 文書注意に従わないとき。	文書警告		
		⑦ 文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下		
		⑧ 公営企業管理者の承認を受けず、給水装置工事を施工したとき。	指定停止6月以下		
⑨ その他の違反行為	指定停止6月以下				
第1項第3号ホ	7 法人の場合、その役員のうち法第25条の3第1項第3号イからニまでの欠格条件に該当する者がいることが判明したとき。	指定取消し又は指定停止6月以下			
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項第2項 第1項	施行規則第21条 第1項第2項 第3項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
			2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下	
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	1 事業者、事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
			施行規則第35条	2 休止・廃止・再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1項	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	(口頭注意)
			施行規則第36条 第2項	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月以下
			第3項	3 公営企業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適さない工事を施工したとき。	指定停止6月以下
			第5項イ	4 水道法施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月以下
			第5項ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下
			第6項	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下
工事施工に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号	第25条の9 第25条の10	1 給水装置の検査の際、公営企業管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止3月以下	
			2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。	指定停止3月以下	
			3 施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以下	
不正申請	第25条の11 第1項第8号		1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し	